

国民の祝日「海の日」の7月20への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっています。

わが国と海との歴史的、文化のおよび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月15日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

高根沢町議会議長 佐 藤 晴 彦